

畜舎特例法の対象に保管庫が追加されます

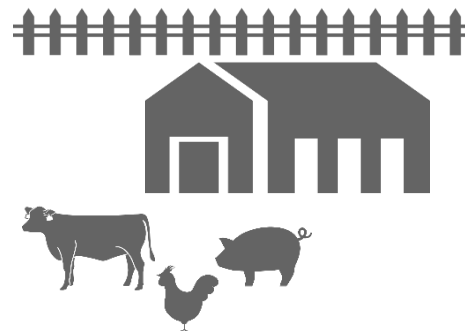
「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」及び「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」が改正され、令和5年4月1日より新たに保管庫等が畜舎特例法の対象となります。

保管庫等の整備に当たり畜舎特例法を活用することで、建築コストの削減や行政手続の負担軽減を図ることが可能となります。



対象となる畜舎

- ・ 畜舎※¹（搾乳施設を含む）又は堆肥舎※²
 - ・ 畜舎又は堆肥舎に付随する※³保管庫（倉庫又は車庫）
 - ・ 畜産経営に必要な貯水施設等※⁴
 - ・ 高さ8mを超える発酵槽等※²
- ※ 市街化区域外・用途地域外の地域に建築
※ 高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの
※ 建築士が設計したもの
※ 新築、増築、改築及び構造に変更を及ぼす行為を行う際に申請可能



※¹ ①ベットの飼育施設、②競走馬・乗用馬の厩舎及び堆肥舎は、畜舎特例法の対象外です。

※² 家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となります。家畜排せつ物以外の物を処理等するものは畜舎特例法の対象外です。

※³ 「付随する」とは、畜舎・堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎と一体的に利用することをいいます。

※⁴ 搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等がこれに当たります。

畜舎特例法のメリット

- 建築確認が不要になります
- 構造等に関する技術基準が緩和されます
利用基準を遵守することにより、構造等に関する技術基準の一部が建築基準法より緩和されます。これにより、建築基準法で建てる畜舎に比べてコストを抑えることができます。
- 一棟あたりの床面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要になります
床面積が3,000㎡以下の畜舎・堆肥舎は、敷地、構造、設備に関する技術基準についての審査が不要となります。
- 木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぐことで3,000㎡を超えられるようになります
木造の畜舎を渡り廊下で隔て、隔てられた畜舎の床面積をそれぞれ3,000㎡以下とし、その畜舎同士の間畜舎の高さ分の距離を確保し、一定の利用基準※⁵を遵守することで、合計3,000㎡を超えることが可能となります。※⁶
- 周囲の建物との間に6m以上の距離を確保し、一定の利用基準※⁷を遵守することで、建築基準法の防火基準よりも緩和された基準で倉庫や車庫を建てるができます※⁸。
（注意）畜産経営に関係のないものを保管したり、用途変更することはできません。
- 工事完了時は届出で済みます
工事完了時は完了検査は不要で、届出のみで済みます。



※⁵ 定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する必要があります。

※⁶ ただし、渡り廊下でつなぐことで3,000㎡を超える場合には技術基準の審査は必要となります。

※⁷ 消火器の設置や施設内での火気使用の禁止、避難経路の十分な採光の確保等の追加の利用基準を遵守する必要があります。

※⁸ 床面積3,000㎡以下の倉庫、床面積500㎡以下の車庫に限ります。

畜舎特例法の基準

畜舎の構造、防火等に関する**技術基準**と、
畜舎の利用方法に関する**利用基準**の両方を守する必要があります。

A 構造畜舎等

技術
基準

中規模の地震動（震度 5 強程度）に対して、損傷が生じないような構造等の基準

利用
基準

○ A・B 構造畜舎等共通

- ・ 夜間（夜10時から朝 4 時）に畜舎内で睡眠しない
- ・ 避難経路の確保
- ・ A 又は B 構造畜舎等であることの表示

B 構造畜舎等

技術
基準

中規模の地震動に対して、損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しないような構造等の基準

○ B 構造畜舎等のみ

- ・ 下記表の滞在者数・時間以下にする
- ・ 定期的な避難訓練に関する記録保存

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	8 時間・人	4 人
1,000㎡超～2,000㎡	1 6 時間・人	8 人
2,000㎡超～3,000㎡	2 4 時間・人	1 2 人
3,000㎡超～	3 2 時間・人	1 6 人

倉庫・車庫の防火基準を緩和する場合

以下の追加の利用基準を遵守する必要があります。

- 床面積が500㎡以内ごとに 1 以上の避難口を特定する
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、必要な採光を行う
- 火気を使用しない
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検等により当該消火器の維持管理を適切に行う
- 倉庫には畜産業用物資以外のもの、車庫には畜産業用車両等以外のものを保管しない
- 畜産業用物資及び畜産業用車両を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する

畜舎特例法による具体的な手続例



詳しい内容については、建築予定の都道府県の畜産担当課
又は農林水産省畜産局企画課（03-3502-5992）へお問い合わせください。



畜舎特例法

検索

農林水産省HP「畜舎等の建築等について」もご確認ください！
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/_tiku_manage/chikusya.html